

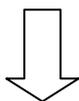
(5) 原子力災害発生時の対応～生徒等在校時～

原子力災害発生

※ 原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

国、県及び関係町等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設である福島県原子力災害対策センター（オフサイトセンター）内に設置され、国、県、関係町、事業者及び防災関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

(県・市町村災害対策本部から事故発生の通報)



※災害対策本部を設置する可能性のある市町村は、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の13市町村

災害対策本部を設置しない学校であっても、原子力災害の発生した市及びその周辺市町村から通学している児童・生徒の有無を確認し、該当者がいる場合には、その地元市町村の対策本部と連絡を取り、災害対策本部の指示に従う。



全面緊急事態宣言発出後の対応

発出基準

- ・全非常用炉心冷却装置の注水不能
- ・全非常用直流電源の喪失
- ・炉心の損傷発生を示す原子炉格納容器内の放射線量の検知 など

	放射性物質放出前	放射性物質放出後
予防的防護措置を準備する 区域:PAZ Precautionary Action Zone 施設から半径約5km圏内	避難	
緊急時防護措置を準備する 区域:UPZ Urgent Protective action Planning Zone いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村の各市町村全域	屋内退避	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;"> 緊急時モニタリングにより測定した空間放射線量率 </div> <div style="border: 3px double black; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> 空間放射線量率が1時間あたり500μSv以上 避難 (数時間以内) </div> <div style="border: 3px double black; padding: 10px;"> 空間放射線量率が1時間あたり20μSv以上500μSv未満 一時移転 (1週間以内) </div> </div>

実測値をもとに範囲を定め、避難等の指示

<p>初期対応</p>	<p>1 校長：児童生徒等に校舎内待機を指示し、市町村対策本部対応を確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 校長：市町村対策本部の指示を職員に周知 2 担任等：保護者への連絡</p>
<p>市対策本部から「屋内退避」指示が出た場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>引渡し</p>	<p>1 校長：職員に業務を指示（２～５） 2 教頭：時系列に記録 3 事務長：重要書類の保管と搬出書類の準備 4 各担任：児童生徒等の教室内退避と安全指導 5 養護教諭：生徒等の健康観察状況の集約と救護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 校長：市町村対策本部に対処法を確認し、職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒の引渡し</p>
<p>市対策本部から「避難」指示が出た場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>引渡し</p>	<p>1 校長：職員に業務を指示（２～６） 2 教頭：施錠確認 3 事務長：重要書類の保管と搬出 4 各担任：児童生徒の誘導順序を確認し、移動用車両へ誘導 5 養護教諭：児童生徒の健康観察状況の集約と救護 6 担任外：児童生徒の誘導補助</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>1 校長：市町村対策本部に対応を確認し職員に周知 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒の引渡し</p>
<p>市対策本部から「一時移転」指示が出た場合</p>	<p>1 校長：職員に業務を指示（２～６） 2 教頭：施錠確認 3 事務長：重要書類の保管と搬出 4 担任等：児童生徒の一時移転先の確認</p>

【学校における避難計画の整備】

福島県地域防災計画原子力災害対策編において、学校の管理者は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策をたてることとされている。

- (ア) 避難実施責任者
- (イ) 避難の順位
- (ウ) 避難誘導責任者及び補助者
- (エ) 避難誘導の要領及び措置
- (オ) 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- (カ) 避難場所の選定、収容施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (キ) 避難者の確認方法
- (ク) 児童、生徒等の保護者等への引渡方法
- (ケ) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

※PAZ、UPZの区域に所在する学校では、各市町村地域防災計画に基づいて、避難計画を整備する必要がある。その他の市町村に所在する学校では、避難者の受入体制や事故情報の伝達に関する計画が必要となる。